

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第5回電力・ガス基本政策小委員会
議事要旨

日時：平成29年10月24日（火曜日）13時30分～15時30分

場所：経済産業省本館17回第1～3共用会議室

出席者

<委員>

山内小委員長、秋元委員、大石委員、大橋委員、大山委員、柏木委員、松村委員、村上委員、村木委員、村松委員、四元委員、渡辺委員、市川委員

<オブザーバー>

株式会社エネット 武田代表取締役社長、電気事業連合会 廣江副会長、一般社団法人日本ガス協会 幡場副会長・専務理事、電力広域的運営推進機関 内藤理事、日本卸電力取引所 村上理事長

<経済産業省>

村瀬電力・ガス事業部長、畠山電力ガス・事業部政策課長、小川電力産業・市場室長、曳野電力基盤整備課長、鍋島電力供給室長、柴山ガス市場整備室長、岸電力・ガス取引監視等委員会事務局長 他

議題

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について
2. 電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題について
3. 2017年度冬季の需給見通しと電気供給に係る現状と課題について

議事概要（自由討議含む）

1. 電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について（資料3-1、3-2、4）

事務局より資料3-1に沿って説明、日本卸電力取引所より資料3-2を用いて説明、その後事務局より資料4に沿って説明。

資料3-1 電力小売全面自由化の進捗状況

- 日本商工会議所において実施した電力自由化に関するアンケート調査によると、新電力へのスイッチングに前向きな方からは「より安価な電気料金を提案された」などの意見があった一方で、新電力へのスイッチングに踏み切れていない方からは「スイッチングすることにより電気が止まるのではないか」という安定供給に不安を抱いている旨の意見もあったところ。新電力への切替による安定供給への不安感を払拭するた

めにも、引き続き、必要な情報発信をしていくことが必要ではないか。

→（事務局等）今後は10電力以外の新電力の発電投資等も紹介していきたい。

- 消費者団体が実施した新電力へのスイッチングに関するアンケートにおいても、未だに新電力へスイッチングすることにより電気が止まるという意識を持った消費者が多いという実態が分かった。今後も必要な情報発信をしていく必要があると思う。
- 資料上に大手電力や旧一般電気事業者などの呼び名があり、一般消費者が閲覧した際に混乱しないよう、呼び名を統一できないか。
→（事務局等）資料上、例えば「大手電力（旧一般電気事業者）」という標記にしており、一般用語としての大手電力という呼称と、旧電気事業法上の用語である「一般電気事業者」を併用する形とした。
- スwitchingの状況に関し、一度、新電力へスイッチングしたが再びみなし小売に戻ったなど、需要家の動きが具体的に把握できるデータはあるか。
→（事務局等）電力・ガス取引監視等委員会において公表している電力取引報では、「みなし小売電気事業者から新電力」、「新電力から新電力」などの区分で、スイッチングの件数を公表している。具体の需要家については、別途のアンケート調査においてカバーしているところである。
- 資料14ページの大手電力による域外進出について、東側から西側、西側から東側というデータだけではなく、どの社がどこに進出しているかという情報は出せないか。
→（事務局等）例えばA社がどの地域に進出、というのは、個社情報になってしまうため、今回はこのような形で示させていただいた。

資料3-2 日本卸電力取引所提出資料

- 今後の市場設計においては、取引に対する信頼性の担保や透明性の確保等が市場に期待されているところだが、職員数が7名というのは少ないと思う。諸外国の市場の職員数も示されており、単純に取引量と比例するものではないと思われるが、市場の変化が進む中で優秀な人材を確保することが重要である。社団法人なので社員の理解を得る手続き等が大変だとは思いますが、人員増強をご検討いただきたい。
→（事務局等）職員数が少ないのは事実で、数だけみると不安を抱かれるのは理解。現状、目先の取り組むべき事項に対して取り立てて人員が不足しているとは考えていないが、守秘義務の問題等も考慮し、中立的な立場を守りながら職員の増員について進めていくべきだと考えている。
- 監視の内容や結果によって現在の人員が足りているかどうかを判断すべきだと思う。どのような手法で市場監視をされているのか現状を教えてください。
→（事務局等）市場監視手法についてはスポット市場と時間前市場とで異なる。スポット市場はブラインド方式なので、入札情報は取引参加者からは見ることができず、取引規定における禁止行為を行いきにくい市場構造だが、その構造に甘えているわけで

はなく、事後的にデータを分析して監視している。時間前市場はザラ場方式となっているが、例えば頻繁に入札を繰り返す取引参加者に対しては、導入している海外の市場監視システムによりアラートを出すようにしている。マンパワーだけでなくシステムを駆使し最大限監視の努力をしているが、より良い監視手法があれば今後も導入していきたい。

- 卸電力取引所が保有する取引情報は取引参加者の経営方針を反映する機密情報だが、研究目的としての公表であれば国際的にも実例がある。データのマスクング技術なども進んできており、機密情報だから公表しないという理由は成立せず、更なる情報の公表方法について是非検討していただきたい。

→（事務局等）取引情報の公表については、各エリアの約定価格や各コマの入札量は既に公表しており、研究の範囲でご利用いただけるようになっている。その他のデータ公表については検討中だが、できる限りニーズにお応えしていきたい。

- 取引情報の公表については、過去にも議論されている。公表できないとして理由として、取引参加者が少なく非常に薄い市場なので、個社名を伏せたとしてもどの事業者がわかってしまうという市場構造がある。ただし、未来永劫公表しないということにはならず、プレイヤーが変わってくると検討の余地はあり、一番の近道は市場の取引量を厚くすることだと考えている。
- 市場監視手法については大きく2つに分かれており、一つ目はインサイダー取引等の監視だが、取引量が薄い市場においては相対的にみてこのような行為をすることは考えにくい。二つ目は、全体的に市場取引を少なくし、厚みを減らすことにより市場を使いにくくする等、通常の市場では起こり得ないことが起こり得るので、極端な出し惜しみをしていないか等について支配的な取引参加者の監視である。
- 卸電力取引所は強い処分権限を持っているわけではないので、市場監視については資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会と連携するなど、多くの選択肢があるので、監視主体もセットで検討していただきたい。
- 市場の厚みを増やすために今後どのように進めて行くのかが大きな課題だが、例えば投資家の層を増やし、デリバティブを活用すること等により厚みを増やすことも考えられる。金融的取引の可能性についてどのような検討をなされているのか教えていただきたい。

→（事務局等）これまで、卸電力取引市場では金融事業者などの当業者以外の参加は認めておらず、まずは実際に電気事業を行っている方のみ利用できるとしてきたが、海外事例をみると当業者以外の市場参加を認めているケースもあるので、御指摘の点については今後の検討課題だと認識している。

→（事務局等）金融的取引については将来的な検討課題であり、仮に現物取引以外を扱うとなると、商品先物取引法における認可を受けなければならない等の課題も多い。

- 資料では市場の厚みに課題があると示されており、旧一般電気事業者の入札行動の監

視の必要性についても触れられているが 本委員会においても是非市場の監視状況をご報告していただければありがたい。

資料4 ガス小売全面自由化の進捗状況

- ガスは保安を伴うが、いざというときは、導管事業者が適切に対応してくれる事実が、まだ消費者に伝わっておらず、スイッチングに対する不安がある。電気、ガスともに、基本的な情報提供を今後も行っていく必要がある。
- 資料4のp21「経過措置料金規制の指定・解除基準」のスライドで、50%や、10%や、1/2等は、どのような根拠であるか分からない。注視すべき点は、経過措置料金規制が解除された場合に価格が上昇するのかわからないかと思うが、この基準が十分条件なのか必要条件なのか分からない。本日説明を求めるわけではないが、数字の根拠や十分条件か必要条件なのかについて、改めてご教示いただきたい。
→（事務局等）追ってご説明したい。
- 経過措置料金規制の指定・解除基準については、実際にどの事業者が対象で、どの事業者が対象にならないのかも含めて、総合的に決めたものである。従って、数字の根拠について、具体的な説明を求めても相当難しいのではないかと思う。そのような意味で、根拠があるというわけではないため、具体的な代替案が出てくれば、すぐに検討の対象にできるのではないかと思う。
- 経過措置料金規制の指定・解除基準については、様々な視点から議論をして決まったことは事実である。具体的な提案でなくても、何か問題があれば出してもらえると、見直すことになると思う。

2. 電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題について（資料5）

事務局より資料4に沿って説明。

- 三段階料金は当初、規制料金の中で導入され、後に値下げ届出制が取り入れられた。この間、届出料金における三段階料金のレートメイクまで規制を受けていたのか、届出料金では、三段階の割合などが変わっていくことが許容されていたのか。
→（事務局等）レートメイクは事業者の裁量であるものの、制度としては届出料金の中においてもルール化されていたもの。
- 三段階料金制度は、過去に見直しの議論があったが、制度の継続や各段階における使用量の水準などは、ルールとして定められ、レートメイクの仕方は事業者の裁量があるものと認識。
- 過去の経緯や、鉄道などの他の規制料金の仕組みもよく調べた方がよい。
- 燃料費調整制度（以下、「燃調」という）について、需要家ニーズにも答えるものと認識しており、また、新電力の参入拡大の観点からは、プライスリーダーであるみなし小売電気事業者と価格比較されるため、需要家が比較しやすいメニューを提示する観

点から導入しているものと考えている。需要家にとって、選択が困難になるような、混乱する事態を招かないよう、十分配慮して頂きたい。

- また、見方を変えると、みなし小売電気事業者と新電力では電源構成は違うが、その分新電力は、燃調がマイナス基調にあるときのリスクを負っており、リスクを負ってわかりやすさを提供しているという状況。
- 三段階料金について、経過措置撤廃後、本来は3段階目の単価を下げて顧客を獲得したいのが企業行動だと思われるが、本来の目的である省エネの観点から、どうバランスさせるかは慎重に議論すべき。
- 燃調について、今回提示された資料では論点があきらかでないという印象。2020年以降の議論なのか、経過措置が残る現在において議論を深めたいのか。
→（事務局等）燃調について、足下の状況について言えば、需要家が実態について認識した上で現在の状況となっているのであれば問題はないが、需要家が必ずしも意図していないところで燃調が使われているのではないかと、という問題提起をしている。
- 自由競争の環境下において、料金設定は企業毎に戦略をもってやっていくことが妥当。料金設定の方法について善し悪しの評価をすることには違和感がある。もちろん、消費者に不適切な説明をすることはいけないが、資料にある関西電力管内の例は、契約書に従った結果なのであれば契約の問題であると考え。
→（事務局等）制度面では、経過措置を撤廃した場合、付随する燃調のような制度がなくなることで、需要家にとって事業者選択が困難になっていくような問題が起きうるという点があり、経過措置撤廃を判断する上で考慮すべき点の1つとして問題提起させていただいた。
- 三段階料金は、省エネや福祉の観点から導入されたものだが、今の実態にあっているかという議論がある。経過措置料金撤廃の関連でもあるが、独立した制度としても慎重に議論すべき。
- また、重要な観点として、基本料金と従量料金のバランスがある。託送料金の基本料金では固定費用を賄うことができないという問題があり、また、低圧は基本料金が低いと、消費量の少ない需要家が有利に、多い需要家が不利になるという現状がある。従量料金の中身である三段階の設定も論点であるが、低使用量の需要家が有利という状況は、仮に従量料金をフラットにしたとしても発生するので、三段階料金は、基本料金、従量料金のバランスの観点とセットで議論すべきと考える。
- 他方で、みなし小売電気事業者の中には、大口需要家に対して託送料金の基本料金を下回るような価格をつけ、従量料金で回収するような小売料金メニューを出している事業者がいないか懸念している。支配的地位を使ってこのような料金設定をし、顧客がそれを受け入れるような実態があるとしたら、基本料金と従量料金のリバランスについて考えなくてはならない。
- 燃調について、顧客が望んでいるからいいのではという観点だけではなく、現状をき

ちんと考える必要がある。エリアの支配的業者が燃調を採用している、新電力は価格競争力を訴えるため同様の調整項を採用する。需要家は、他の需要家が皆選択しているため、自分が燃調メニューを選択しないことで発生する損がとても大きなものと感じるため、燃調メニューを選択する。何故燃調メニューが選ばれているかという、周りの多数が選択しているから。そして、かつて規制下で措置されていた制度を支配的事業者が引き続き設定しているから、という事態になれば、社会全体として、今のやり方が本当に良いのか考える必要があるのではないかと。

- 燃調制度を取り入れることでリスクが減っているのだとすれば、それは良いことだが、便利な制度が故に電力先物市場やLNG市場が育たないという側面があるのではないかと。制度と市場の話アンバンドルして、市場が育つことが本来望ましいのでは、という問題意識も必要なのではないかと。これまで想定していない問題が起きていることは事実なので、今後、議論を深めていくべき。
- 経過措置について、資料7ページで過去のワーキンググループの議論が紹介されているが、経過措置撤廃については、スイッチング件数だけではなく総合的に判断するとまとめられているので、判断基準は慎重に審議していただきたい。
- 燃調について、例えば料金を固定化することなどに、需要家ニーズがどれくらいあるか。また、事業者は料金を固定化できる手段、燃料価格変動をヘッジできる手段をどれくらい持っているか。これらを踏まえて事業者が判断することだと思っている。
- 今後の議論の進め方について、個別の事例というより、全体を俯瞰した議論にしていきたい。また、例えば、三段階料金でいえば、従来の狙いと現状の利用実態がどのように適合しているのかなどについて、ファクト、データに基づいた議論にしていきたい。
- スケジュールについては、事業者の予見可能性の担保もよく考慮に入れてほしい。
- 経過措置の撤廃については、需要家保護の観点から、経過措置の撤廃が事業者の利益のための措置ではないということを、資源エネルギー庁からもより丁寧に説明してほしい。
- 離島供給、最終保障供給については、コスト負担の議論とセットになると思う。託送料金で広く薄く回収するという議論だと思うので、通信のユニバーサルサービスや過疎地の鉄道の事例などを参考にして議論してはどうか。
- 燃調について、リスクを回避する方法として、デリバティブという方法があるのではとの記載があるが、デリバティブが全ての解決策とはならない、デリバティブをとっても需要家の不利益になる部分があるということは申し上げておきたい。

3. 2017年度冬季の需給見通しと電気供給に係る現状と課題について（資料6-1, 6-2, 6-3）

電力広域的運営推進機関より資料6-1に沿って説明、その後事務局より資料6-2、6

－ 3 に沿って説明。

- 電力需給検証報告書について、内容了解。
- 事務局資料の 6－2 でスライド P8 について、燃料費は足下低下傾向にあるものの、電力コストは震災以前より増加しており、海外への依存度も高いまま。燃料費は今後も変動があり不確実性が高く、根本的な改善が必要という認識。
- 再エネについては、火力などのバックアップが必要。また、FIT 賦課金等が増えていく懸念がある。
- 資料 P11 にあるように、自然変動電源は供給量が上下するため、調整電源を備えておく必要がある。
- これらの課題の提示を受け、数字上の供給量の確保から質の向上、低炭素で安価・安定的な電力供給に向けた議論につなげていく必要がある。
- 広域機関の資料について、太陽光は供給量の予測や実績の把握が困難のため、精度を上げていく必要あり。また、ピーク時間帯以外の評価も重要。
- エリア間取引の扱いも問題だが、容量市場でも同じ話になるので、そちらとも整合性をとるべき。
- 事務局資料の P7 については、重要なのでぜひ実施して欲しい。実施していない電力会社はぜひやってほしい。北海道は冬の需給ひっ迫が人命に関わる可能性があり、現状夏季の考え方が公表されているということなので、再度見直しいただきたい。
- 事務局資料の 7 ページについては、実施することは重要。しかしながら、輪番停電という方法は粗雑で、スマートメーターの普及もあり改善ができるのではないかと。最悪の事態では輪番停電も仕方ないが、そこまで悪状況ではないけれど計画停電が必要な際に、適切なやり方はないか検討して欲しい。
- また、エリアの供給力の算定の考え方について、市場に出す電源は入らず、相対契約や自社電源が入ることについては見直しが必要。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室

電話：03-3501-1748

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課

電話：03-3501-1749

FAX：03-3580-8485

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX : 03-3580-8541